

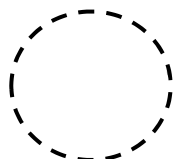
障 害 者 非 課 税 信 託 廃 止 申 告 書

税務署長殿

平成 年 月 日

受 益 者 (特定障害者)	ふ り が な 氏 名	----- Ⓜ
	住 所 又 は 居 所	
	個 人 番 号	
代 理 人	ふ り が な 氏 名	----- Ⓜ
	住 所 又 は 居 所	

既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づき下記の通り信託されていた財産に係る信託受益権が、下記の理由により、ないこととなったので、この旨申告します。

委 託 者	氏 名			
	住 所 又 は 居 所			
受 託 者	名 称		営 業 所 等	
	法 人 番 号			
	所 在 地		所 在 地	
既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等	信 託 財 産 の 種 類	信 託 財 産 の 所 在 場 所	構 造 ・ 数 量 等	
	信 託 受 益 権 の 価 額	受 益 権 の 内 容	信 託 年 月 日	記 号 番 号
信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けていた部分の価額				
信託受益権がないこととなった理由			受託者の営業所等の受理年月日	
				

備考

- 一 この申告書は、既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約の締結に関する行為が無効であつたこと若しくは当該行為が取り消すことのできる行為であつたことにより取り消されたこと又は当該特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産の全部につき遺留分による減殺の請求があつたことにより当該障害者非課税信託申告書に記載された信託受益権がないこととなつた場合に、当該障害者非課税信託申告書を提出した特定障害者が、遅滞なく、現に当該信託に関する事務を取り扱う受託者の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長に提出すること。
- 二 この申告書の記載の要領は、次による。
 - 1 「受益者（特定障害者）」、「代理人」及び「委託者」の欄の
 - イ 「氏名」及び「住所又は居所」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。
 - ロ 「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。
 - 2 「受託者」の欄の
 - イ 「営業所等」の項には、この申告書を作成する日において上記一の当該信託に関する事務を取り扱っている受託者の営業所等を「何信託銀行何支店」のように記載すること。
 - ロ 「法人番号」の項は、当該受託者の営業所等の長が当該受託者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
 - 3 「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄には、上記一の当該障害者非課税信託申告書の「信託受益権の価額等」の欄に記載したものを記載すること。
 - 4 「信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けていた部分の価額」の欄には、上記一の当該障害者非課税信託申告書の「信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けようとする部分の価額」の欄に記載した価額を記載すること。
 - 5 「信託受益権がないこととなつた理由」の欄には、上記一の特定障害者扶養信託契約の締結に関する行為が無効であつたこと若しくは当該行為が取り消すことのできる行為であつたこと又は当該契約に基づいて信託された財産の全部につき遺留分による減殺の請求がされることとなつた理由を記載すること。